

(参 考)

◆出入国管理及び難民認定法 別表第2

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者①	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等②	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	3年又は1年
永住者の配偶者等③	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	3年又は1年
定住者④	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	3年又は1年 法務大臣が指定する期間

◆日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者⑤

※美幌町の外国人登録数の状況（平成22年5月13日現在）

永住者①…7人 日本人の配偶者等②…5人 永住者の配偶者等③…0人

定住者④…1人 特別永住者⑤…4人 ①～⑤以外…25人

合計 42人

※常設型の住民投票条例を制定している自治体では、①と⑤に請求権、投票権を認めている場合が多い。